

野田市告示第 45 号

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 7 項の規定による狂犬病予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第 8 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 3 月 12 日

野田市長 鈴木 有

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特徴
3月11日	野田市 木間ヶ瀬	雑種	茶	メス	中	成犬 赤色革製首輪 引き綱付き
3月11日	野田市 木間ヶ瀬	ミニチュア ダックスフント	茶	メス	小	成犬 赤色革製首輪 引き綱付き

上記の犬は令和 2 年 3 月 23 日まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（04 - 7191 - 0050）